



報道関係者 各位

平成25年8月30日

【照会先】

労働基準部監督課

監督課長 西本 直哉

主任監察監督官 五十嵐理夫

(電話) 028-634-9115

(FAX) 028-632-6585

職業安定部職業安定課

職業安定課長 野口 明

職業安定課長補佐 青山 繁

(電話) 028-610-3555

(FAX) 028-637-8609

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化します

～9月に集中的な監督指導を実施～

～新卒応援ハローワークに相談窓口を新設～

栃木労働局（局長 坂本忠行）は、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化するため、以下の取組を行います。

1 本年9月を「過重労働重点監督月間」として、集中的な監督指導を実施

離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業、過重労働があり労働基準関係法令違反の疑いがある企業等へ重点的に監督指導を実施します。

2 9月2日に「若者使い捨て企業苦情相談窓口」を新設

宇都宮新卒応援ハローワークに、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の情報や相談を受け付ける窓口を新設します。

3 無料電話相談を実施

実施日時 平成25年9月1日（日）9:00～17:00

フリーダイヤル 0120-794-713

4 職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進

企業への集団指導等、様々な機会を通じてパワーハラスメント（パワハラ）の予防について周知啓発を徹底します。

※ 詳細は別紙及びリーフレットのとおり。

1について

- 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、重点的な監督指導を実施
 - ① 労働基準監督署及びハローワークの利用者等からの苦情や通報等により、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、監督指導を集中的に実施します。
 - ② ①以外にも過重労働があり、労働基準関係法令違反の疑いがある企業等に対して重点的な監督指導を実施します。
 - ③ 監督指導の結果、法違反の是正が図られていない場合は、是正が認められるまでハローワークにおける職業紹介の対象としません。

- 過労死等事案を起こした企業等に対する再発防止の徹底
 - 脳・心臓疾患等に係る労災請求事案が行われた企業等について、法違反の是正確認後も、フォローアップのための監督指導を実施することにより、再発防止の取組を徹底します。

2について

- 宇都宮新卒応援ハローワーク「若者使い捨て企業苦情相談窓口」の概要
 - 「若者使い捨て企業苦情相談窓口」において、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の情報や相談を受け付けた場合、相談内容に応じて、ハローワークで事業所訪問等により事実確認を行った上で必要な指導を行います。このほか、労働基準法等の違反が疑われる場合は労働基準監督署に情報提供し監督指導につなげる等、関係部署・機関との連携を図り、必要な窓口等に誘導していきます。

【利用時間】

平 日 8：30～19：00

土曜日 10：00～17：00

(日曜、祝日、年末年始は閉庁)

【所在地】

宇都宮市駅前通り1-3-1フミックスシステムビル1階

TEL：028-678-8311

3 について ※ 別添 [リーフレット](#) 参照

労働基準法の施行日である9月1日(日)に全国8ブロックで電話相談を実施します。相談内容を踏まえ、労働基準関係法令違反が疑われる企業等に監督指導を実施します。

※ 9月2日以降も、「総合労働相談コーナー」、「労働基準関係情報メール窓口」で引き続き相談や情報を受け付けます。

【栃木労働局管内の「総合労働相談コーナー」一覧】

総務部企画室	028(634)9112
労働基準部監督課	028(634)9115
宇都宮労働基準監督署	028(633)4251
足利労働基準監督署	0284(41)1188
栃木労働基準監督署	0282(24)7766
鹿沼労働基準監督署	0289(64)3215
大田原労働基準監督署	0287(22)2279
日光労働基準監督署	0288(22)0273
真岡労働基準監督署	0285(82)4443

【労働基準関係情報メール窓口】

URL : http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail_madoguchi.html

4 について

パワーハラスメント(パワハラ)による若者の使い捨てをなくすべく、労使をはじめ関係者に幅広く周知・啓発を行います。

- 厚生労働省ポータルサイト「あかるい職場応援団」の周知。
- パワハラ対策の必要性等をわかりやすく説明したポスター、リーフレット等を作成し、企業に対する集団指導等を通じて配布、周知。